

令和元年
第9回南九州市農業委員会 議事録

1. 日 時 令和元年9月26日(木) 午後2時～

2. 場 所 穎娃保健センター

3. 出席委員 (17人)

会長	1番	寶代 行廣			
会長職務代理	2番	今市 範男			
委員	3番	栗ヶ窪 和治	4番	下之門 信洋	5番 宮原 耕一
	6番	東 鈴子	7番	田中 司	8番 君野 潤二
	11番	菊永 多佳子			
	12番	宮原 俊郎	13番	徳永 映子	14番 松永 正美
	15番	東垂水 勝秀	16番	永山 明美	17番 梶山 俊孝
	19番	大隣 初美	20番	月野 貴大	

4. 欠席委員 (3人) 9番 松村 孝徳, 10番 吉崎 久男, 18番 栢木 いさ子

5. 議 題

- 開会の宣告
- 会長諸般の報告
- 事務局長諸般の報告
- 開議の宣告
- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 会期決定の件
- 日程第3 議案審議に係る通知事案について
- 日程第4 農業経営改善計画認定者の報告について
- 日程第5 議案第54号 農業振興地域整備変更計画書(案)の意見決定について
- 日程第6 議案第55号 農地法第3条許可申請に対する許可について
- 日程第7 議案第56号 農地法第5条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定について
- 日程第8 議案第57号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定について
- 日程第9 議案第58号 非農地証明願いについて
- 日程第10 その他

- 閉議の宣告
- 閉会の宣告

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 櫛下町 浩二

農政係長 蔵元 善兼, 係員 中村 信介, 内 良一

農地係長 塗木 芳浩, 係員 川畑 和成

7. 会議の概要

開 会 午後 2 時

事務局長 定刻になりましたので御起立願います。
「一同 礼」
御着席願います。

議 長 それでは、出席確認を行います。松村委員、吉崎委員、栢木委員から一身上の都合により、欠席届が提出されております。
ただいまの出席人員は 17 名で、会議の定足数に達しております。これより令和元年第 9 回 南九州市農業委員会総会 を開会いたします。

議 長 まず会長諸般の報告でございますが、議案資料の 100 頁を御覧いただきたいと思っております。（諸般の報告を行う。）

議 長 続きまして事務局諸般の報告に移ります。事務局長の報告を求めます。

事務局長 （諸般報告を行う。）

議 長 只今の、会長・事務局長諸般の報告に対しまして、質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 ないようでございますので、これより本日の会議を開きます。会議に先立ちお願いをいたします。会議録作成に必要でございますので、質疑、意見等発言を求める委員は、挙手のうえ、自分の議席番号を言ってから発言してください。

議 長 日程第1 会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は会議規則第19条第2項の規定により、19番 大隣委員、20番 月野委員を指名し、会議書記に蔵元 農政係長を指名いたします。

議 長 日程第2 会期決定の件を議題に供します。
お諮りします。本会議の会期は、本日9月26日の1日間としたいと思いますが、御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日限りの1日間とすることに決定しました。

議 長 続きまして、日程第3 議案審議に係る通知事案について、事務局の説明を求めます。

農地係長 それでは、議案審議に関する農地法第18条第6項及び農用地利用集積計画、並びに農地法第18条第6項及び議案審議に関しない農用地利用集積計画の合意解約について説明いたします。

3ページからになります。

まず始めに農用地利用集積計画の合意解約による通知事案は22件の合意解約がなされました。内容は、賃貸人が穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん、賃借人は〇〇〇〇さん 他の申し入れです。

解約の主導は、貸人主導によるもの4件、借人主導によるもの18件となっております。

地目の内訳は、田が3筆の2,353㎡、畑が47筆の73,147㎡、地域別では穎娃15件、知覧3件、川辺4件となっております。

次に農地法第18条第6項による通知事案ですが、1件の合意解約がなされました。賃貸人が知覧町〇〇の〇〇〇〇さん、賃借人が知覧町〇〇の〇〇〇〇他の申し入れです。解約の主導は貸人主導によるものとなっております。

地目の内訳は畑が1筆の1,482㎡、地域は知覧です。

以上で、説明を終わります。

議 長 只今の事案について、質疑はありませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認めます。只今の案件につきましては、あくまでも通知事案でございますので、御了承いただきたいと思います。

議 長 続きまして、日程第4 農業経営改善計画認定者の報告についてを議題とします。事務局に説明を求めます。

農政係長 資料は11頁から14頁で、今回は、新規認定 1件、再認定 8件であります。

一覧表は12頁、新規認定個別表は、13頁になります。

整理番号1、顕娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。これまで露地野菜と原料用甘しょの経営を行ってきましたが、経営規模拡大により、更なる経営の安定と省力化に努めたい考えです。

経営改善目標を達成するために、優良農地の斡旋による規模拡大や簿記講習会への参加により複式簿記を習得することで栽培技術、経営管理の向上に努めるとともに、制度資金を活用し農業機械の導入を行いたい考えです。

なお、再認定 8件の個別表は、資料の14頁になりますので、お目通しをお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長 只今事務局から報告のありました件について質問はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問なしと認めます。只今の案件につきましても、あくまでも報告事案でございますので、御了承いただきたいと思います。

議 長 次に、日程第5 議案第54号 農業振興地域整備変更計画書(案)の意見決定についてを議題といたします。現地調査員の報告をお願いいたします。まず大隣委員お願いします。

大隣委員 審議番号1番です。

申請人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。

5条と同時申請です。

申請地は、知覧町〇〇〇〇番〇で、畑の465㎡で、〇〇〇の南側で〇〇自治会に位置します。

申請人は、申請地に一般住宅を建築しようとするもので、農用地区域から除外をするものです。

代替地についても検討しましたが、適当な土地が見つからなかったとのことです。周囲は建物が建ち並んでいて、農用地区域からの除外はやむをえないと思いました。

議 長 ここで事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 補足説明いたします。

農業振興地域の変更条件には、代替地の検討、農地の集団化・作業効率への影響、用排水路への影響、土地改良事業等の有無について検討することとなっていますが、現地調査委員から報告があったとおりでございます。

補足説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

議 長 只今、現地調査員の報告並びに事務局から説明のありました案件について、審議をお願いします。

議 長 質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第 54 号 農業振興地域整備変更計画書（案）については、申請理由からしてやむを得ない変更として適当意見とすることに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第 54 号については、申請どおり適当意見とすることに決定いたします。

議 長 次に、日程第 6 議案第 55 号 農地法第 3 条許可申請に対する許可についてを議題とします。事務局に提案説明を求めます。

農地係長 それでは、農地法第 3 条の規定による農地等の権利移動の許可申請に対する許可について御説明申し上げます。

21 号からになります。今回の申請は、所有権移転 6 件になります。

所有権移転について、譲渡人はさいたま市の〇〇〇〇さん、譲受人は颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん ほかの申請であります。

内訳は、田が2筆で446㎡、畑が22筆で33,643㎡となっています。

理由は、1番、4番が知人、3番が父から受贈、2番、5番が教育実習農場、6番が営農開始による取得となっております。

土地の取引価格につきましては、畑が10aあたり、206,000円から500,000円で売買される予定です。

地域別では、穎娃3件、知覧3件でございます。

また、法第3条第2項各号の判断については、24～26頁の調査書及び27～28頁の営農計画書のとおりでございます。

以上の案件については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、事務局としましては、許可要件のすべてを満たしていると判断いたします。

以上で、説明を終わります。御審議方よろしくお願いたします。

議 長 只今、事務局から説明のありました案件について審議をお願いします。
質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。
議案第55号 農地法第3条許可申請に対する許可については、全案件について申請どおり許可することに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第55号については、全案件について、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、日程第7 議案第56号 農地法第5条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定についてを議題といたしますが、まずもって現地調査員から、所有権移転7件の御報告をお願いします。粟ヶ窪委員をお願いします。

粟ヶ窪委員 審議番号1番です。
譲受人は、鹿児島市の〇〇〇〇、譲渡人は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん 他1名です。

申請地は、穎娃町〇〇〇〇番〇 外2筆、畑の2,703㎡で、〇〇〇の北西付近の〇〇自治会に位置します。

申請人は、太陽光発電事業を営んでおり、日当たりが良く太陽光発電に適

していることから、申請地を譲り受けて、太陽光発電施設を設置しようとするものです。

申請地は高台にあり、また、すぐ下には住宅もあるので、雨水の流入や土砂崩れには十分、注意するよう指導をしてきました。

審議番号2番です。

譲受人は、鹿児島市の〇〇〇〇、譲渡人は、始良市の〇〇〇〇さんです。

申請地は、穎娃町〇〇〇〇番〇、畑の1,931㎡で、〇〇〇の南側付近の〇〇自治会に位置します。

申請人は、太陽光発電事業を営んでおり、日当たりが良く太陽光発電に適していることから、申請地を譲り受けて、太陽光発電施設を設置しようとするものです。

申請地は高いところにあるため、排水には特に気をつけるように指導をしてきました。

審議番号3番です。

譲受人は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は、大阪市の〇〇〇〇さんです。

申請地は、穎娃町〇〇〇〇番〇で、畑の584㎡で、〇〇〇の西側付近の〇〇自治会に位置します。

申請人は現在、借家住まいで手狭になったため、申請地を譲り受けて、一般住宅を建築しようとするものです。

なお、面積が500㎡を超過していますが、分筆して残地を農地として残しても有効利用がなく、隣接地が茶畑のため境界より控えて建築することとし、また家庭菜園としても利用する旨の理由書が添付されています。

隣接する茶畑の所有者とは、問題がないよう十分に説明をするように話をしました。

以上で報告を終わります。

議 長 次に、大隣委員お願いします。

大隣委員 審議番号4番です。

譲受人は、先ほど農振除外で申しました〇〇〇〇さん、譲渡人は、鹿児島市の〇〇〇〇さんです。

申請地は、農振除外で申したので省略します。

申請人は現在、借家住まいで、申請地を譲り受けて、一般住宅を建築しようとするものです。

議 長 次に、下之門委員お願いします。

下之門委員 審議番号5番です。

譲受人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は、鹿児島市の〇〇〇〇さんです。

申請地は、川辺町〇〇〇〇番〇，畑の461㎡で、国道225線の〇〇〇の東側付近で〇〇自治会に位置します。

申請人は現在、借家住まいで、申請地を譲り受けて、一般住宅を建築しようとするものです。

以上で報告を終わります。

議 長 次に、宮原耕一委員お願いします。

宮原耕一委員 審議番号6番です。

譲受人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は、始良郡湧水町の〇〇〇〇さんです。

申請地は、川辺町〇〇〇〇番〇 外1筆，畑の651㎡で、〇〇〇の東側付近の〇〇自治会に位置します。

申請人は現在、両親と同居しており、実家隣の申請地を譲り受けて、一般住宅及び貸家を建築しようとするものです。

なお、申請面積が500㎡を超過していますが、一般住宅部分は414㎡の求積図が添付されています。

審議番号7番です。

譲受人は、大島郡伊仙町の〇〇〇〇さん、譲渡人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さん 他5名です。

申請地は、川辺町〇〇〇〇番 外10筆，畑の5,027㎡で、〇〇集落の西側の広域農道沿いに位置します。

申請人は畜産を営んでおり、規模拡大のため、牛舎2棟，運動場，飼料置場を増設しようとするものです。

なお、今年7月の本委員会において農業用施設用地への用途変更については、8月28日付けで認可されました。

以上で報告を終わります。

議 長 ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長

補足説明いたします。

5条申請のすべてにおいて、一般基準の資力及び信用ですが、添付されました書類で確認ができていますので適当であると考えます。

審議番号1番 2番 5番です。

立地基準ですが、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから、「第2種農地」の「その他の農地」と判断されます。

関係行政庁の許認可等については、1番と2番は経済産業省からの太陽光発電設備に係る設備認定通知書が添付されております。

審議番号3番 4番 6番です。

立地基準ですが、周囲に10ha以上の集団性があり、生産性が高いため第1種農地と判断されますが、申請地が概ね50m以内に3戸以上の住宅があるため、第1種農地の不許可の例外である「集落接続施設」と判断されます。

なお、代替地の検討をしたが他に適地が見つからなかったとのことでした。

関係行政庁の許認可等については、4番が農振除外後に土地改良区からの意見書が提出されることとなっております。

審議番号7番です。

立地基準ですが、農用地区域内農地であり、農用地利用計画において指定された用途に供するものであることから、不許可の例外である農用地区域内農地の「農用地利用計画指定用途」と判断されます。

関係行政庁の許認可等については、畜産課の畜産経営環境保全に関する意見書が添付されています。

なお、第1種農地及び農用地区域内農地の審議番号3番 6番 7番は来月県常設審議会へ意見聴取となります。また4番は農振除外見込み後以降に県常設審議会へ意見聴取となります。

以上で、説明を終わります。御審議方よろしく願いいたします。

議 長

只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。

質問、御意見はございませんか。

東 委員

審議番号7番の〇〇〇〇さんですけど、住所が向こうになっていますが、こちらには、まだ住所は移していないのですか。

農地係長 住所はそのまま、仕事は南九州市に拠点を置いて活動をしているようです。

議長 ほかにございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。
議案第 56 号 農地法第 5 条申請に対する許可並びに意見聴取決定については、申請どおり許可し、県農業会議へ意見聴取することに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 御異議なしと認めます。
よって議案第 56 号に係る案件については、申請どおり許可し、県農業会議へ意見聴取することに決定されました。

議長 次に、日程第 8 議案第 57 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定についてを議題といたします。事務局に提案説明を求めます。

農地係長 55 号からになります。
「所有権移転」についてですが、譲渡人は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん他 1 名、譲受人は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん、他 6 件で、理由は規模拡大であります。地目の内訳は田が 1 筆の 1,384 畑が 10 筆の 13,093 m²であります。
申請農地の取引価格については 10a 当り、畑の 200,000 円～750,000 円で売買される予定です。地域別では、穎娃 3 件、知覧 2 件、川辺 2 件となっています。

次に、「賃貸借利用権」の設定であります。57 号からになります。

利用権を設定する者は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん、利用権の設定を受ける者は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん、他 101 件になります。

設定面積は、田が 65 筆で 60,969 m²、畑が 134 筆で 192,096 m²の合計 199 筆の 253,065 m²になります。地域別では、穎娃 37 件、知覧 28 件、川辺 37 件、合計 102 件となっております。

次に「使用貸借権設定」の設定であります。77 号からになります。

利用権を設定する者は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん、利用権の設定を受ける者は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん、他 18 件になります。

設定面積は、田が 20 筆の 12,205 m²、畑 54 筆の 102,707 m²で 合計 74 筆、114,912 m²になります。

地域別では、穎娃 3件、知覧 14 件、川辺 2件、合計 19 件となっております。

以上、全ての案件について利用集積計画を確認しましたところ、その内容は基本構想に適合し、その農用地の全てにおいて耕作又は養畜の事業を行い、また事業に必要な農作業に常時従事し、その土地を効率的に利用することが認められ、併せて当該土地に権利を有する者の全ての同意が得られていることを確認いたしました。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願ひいたします。

議長 只今説明のありました案件について審議をお願いいたしますが、使用貸借利用権設定の番号〇番については田中委員が議事参与の制限に該当しますので、まず該当者のいない案件について、全委員で審議いたします。
質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。
議案第 57 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に係る案件の内、所有権移転の全案件と賃貸借利用権設定の全案件並びに使用貸借利用権設定の内、番号〇番を除く 18 件の案件について、申請どおり適当意見とすることに、御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。
よって、議案第 57 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に係る案件の内、所有権移転の全案件と賃貸借利用権設定の全案件並びに使用貸借利用権設定の内、番号〇番を除く 18 件の案件について、申請どおり適当意見とすることに決定しました。

議長 引き続き、議案第 57 号のうち、議事参与の制限に該当する案件について審議を行います。それでは、田中委員の退室を求めます。

(田中 委員 退室)

議長 これより、質疑を行います。質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質疑がございませんので、採決いたします。
議案第 57 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の内、議事参与の制限に該当する、使用貸借利用権設定の番号〇番については、申請どおり適当意見とすることに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。よって、議案第 57 号の内、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見とすることに決定いたします。田中委員の入室を許可いたします。

(田中 委員 入室)

議長 田中委員に報告いたします。議案第 57 号農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画のうち、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見することに決定されました。

議長 次に、日程第 9 議案第 58 号 非農地証明願いについてを議題といたします。まず、現地調査員の御報告を求めます。はじめに大隣委員お願いします。

大隣委員 審議番号 1 番から 4 番です。

申請地は、申請人の父親が亡くなる 20 年以上前から山林状態であるとの申請ですが、現地調査の結果、間違いなく植林後 20 年以上が経過しており、簡単に復元して畑として耕作することは難しいと判断しました。また、そこまで行くための道は獣道しかなく、非農地証明の発行はやむを得ないと思いました。

議長 次に、下之門委員お願いします。

下之門委員 審議番号 5 番から 7 番です。

申請地は、雑木、雑草等の植生の状態にあり、原野であるとの申請ですが、現地調査の結果、周辺の状況からして簡単に復元して畑として耕作すること

は難しくないと判断しました。以前は、みかん園で、暴風垣としてすぐ杉を植林しており、周囲は畑として耕作されており、申請地も 3,000 m²を超えていることから、非農地証明は時期尚早と判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長 ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 補足説明いたします。

審議番号 1～4 番は非農地に係る取扱い基準（内規）の非農地の基準 5 条第 2 項（イ）に基づき判断、審議番号 5～7 番は非農地の基準 5 条第 2 項（ウ）に基づき判断したところであり、現地調査委員から報告があったとおりでございます。

また、申請地が農振農用地区域内農地ではありますが、5 条第 3 項により農政課と協議を行い特に影響ないとのことで、除外については外周部でないため出来ないとのことでした。

以上で、説明を終わります。御審議方よろしく願います。

議 長 只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。質問、御意見はありませんか。

大隣委員 審議番号 6 番と 7 番ですけど、管理がされていないですね。管理がされていれば、それなりの見通しが立つ現状だと認識しています。

梶山委員 7 番は、杉があるんですか。

下之門委員 地主さんは昔、みかん園を経営しており、暴風垣として杉を植林しております。全体に杉を植えているわけではないです。

事務局長 なかに入って現地確認をしたかったのですが、道路から入ることができず、畑の横からも試みましたが、こちらからもなかに入らず外からみる形となりました。航空写真で確認したところ、外周部は杉でしたが、なかは茅畑にみえましたので現地確認して、そのような状況なら非農地証明は難しいと感じました。ただ、なかに入っていけませんでした。現況としては、いろいろな雑木も入っていましたので、すぐ農地に復元するのは厳しい部分もあると思いました。

最初は、山林としての非農地証明願いでありましたが、外周部しか杉がありませんでしたので、原野扱いで総会に諮ってみると説明しております。

大隣委員 原野で証明されるにしても、ある程度は管理をして欲しいと申請者に伝えて欲しいと思います。

議長 今の大隣委員の要望は、採決して決定後にお伝えしたいと思います。ほかにございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。
議案第 58 号 非農地証明願いについては、申請理由からしてやむを得ないものとして、申請どおり証明書を交付することに御異議ございませんか。

委員 反応なし。

梶山委員 6番と7番は、はずしたらどうですか。

事務局長 5, 6, 7番は、筆数としては3筆ですが、1枚の圃場です。

東委員 原野扱いにした場合、何年かしたら、また、非農地という扱いになりますか。

事務局長 地目が畑であって総会で非農地でよいと判断したら、非農地証明を発行します。その証明を持って、法務局で地目変更の登記をしたら、地目が原野になったり山林になります。また、この申請地は、農振地域からはずれないので、ソーラーなどの転用許可はなかなかありません。

松永委員 太陽光などの設置目的のための、非農地願いではないところですよ。

事務局長 当初は、その思いがあったようですが、あきらめたようです。

松永委員 借り手をさがす努力はできないものですか。

事務局長 そのような形でできれば一番いいのですが、いま実質的な管理をしているのは申請者の息子さんみたいですので、他の人に貸し出すのは、難しそうです。

議長 ここでしばらく休憩します。

午後3時05分休憩

午後3時15分開議

議長 再開します。審議番号5, 6, 7番について、審議が長引いていますが、審議番号1番から4番は申請理由からしてやむを得ないものとして、申請通り証明書を交付することに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第58号の審議番号1番から4番については、申請通り証明書を発行することに決定します。5番, 6番, 7番については現地調査に行ったけれども、なかまでは見れませんでした。それにもまして、面積的にも広いし、そのような理由から保留とします。地権者の方にも、管理の問題等、事務局の方で対処して欲しいと思います。

議長 審議番号5, 6, 7番は、保留でよろしいでしょうか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 それでは、そのようにさせていただきます。

議長 次に、日程第10 その他でございますが、委員の方々から何かございませんか。

今市委員 さきほどに戻りますが、72番の73番で、小作料1筆11万円となっております。

川畑主任主査 面積が1町歩なので、その小作料となっております。

議長 他にございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 ないようでございますが、事務局は何かございませんか。

事務局長 (今後の日程の連絡と、農業委員の定数について、次回改選では

農業委員定数は1減，推進委員は1増とし，全体数40名は変わらないとするとの説明をする。)

議長 只今の件について，御質問はございませんか。

宮原俊郎委員 公民館長とか兼ねていても，農業委員はできるんですか。

事務局長 事務局でも検討していますが，次回の公募では自治公民館長等とはできないという文言は削る予定で考えています。

議長 他にございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 ないようでございますので，以上で本日の総会に付議されました全案件の審議は終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じ、併せて令和元年第9回南九州市農業委員会総会を閉会いたします。御起立願います。

事務局長 「一同礼」

閉会 午後3時40分